

広島県告示第八百三十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第一項第一号の規定によつて、次の加入区について、平成二十一年広島県告示第九百七十三号（漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十五年十一月十一日限り消滅した。

平成二十五年十一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

田尻加入区